

旅客船事業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

令和2年5月14日策定
一般社団法人日本旅客船協会

1. はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年3月28日(令和2年5月4日変更)、以下「対処方針」という。)をはじめとする政府の諸決定¹を踏まえ、緊急事態宣言下はもとより、緊急事態宣言が終了した段階においても、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが低減し、早期診断から重症化予防までの治療法の確立、ワクチンの開発などにより企業の関係者の健康と安全・安心を十分に確保できる段階に至るまでの間の事業活動に用いられるべきものとして、旅客船事業における新型コロナウイルス感染予防対策を行う際の基本的事項について整理したものである。

旅客船事業は、離島の生活航路に代表される国民の安定的な生活の確保及び社会機能の維持に必要不可欠な公共交通機関であることに加え、フェリーにおける自動車航送は物流の一翼を担う重要な社会基盤であり、対処方針においても、業務の継続が求められている。また、屋形船や遊覧船等の観光船は、新型コロナウイルス終息後のV字回復における基盤の一つとして重要なインフラでもある。

このため、事業者として自主的な感染防止のための取組を進めることにより、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止していくことも求められているところである。

事業者は、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインに示された「感染防止のための基本的な考え方」と「講じるべき具体的な対策」を踏まえ、個々の事業の様態等も考慮した創意工夫も図りつつ、新型コロナウイルスの

¹ ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

https://corona.go.jp/news/news_20200411_53.html

・新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(2020年5月4日)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00093.html

感染予防に取り組むとともに、社会基盤としての役割を継続的に果たすよう努めていただきたい。

また、自らの感染予防対策に留まらず、情報の提供・共有などを通じ、取引先企業、医療関係者を含む他の事業者の感染拡大防止対策の支援に積極的に貢献していくことをお願いしたい。なお、本ガイドラインは、傘下事業者等（会員事業者及びこれらの関係事業者）が行う感染防止対策を想定したものであるが、会員企業等以外の事業者が行う対策の一助となることも期待する。

本ガイドラインの内容は、専門家の知見を得て作成したものであるが、今後も感染拡大の動向や専門家の知見、これを踏まえた対処方針の改定等を踏まえ、適宜、必要な見直しを行うものとする。

また、本ガイドラインは、長距離フェリー等、宿泊を伴う旅客船も対象としているが、国土交通省の「クルーズ船利用者の安全・安心の確保に向けた有識者WG」等クルーズ船に関する取り組みが始まっているところ、適宜その検討結果を反映するものとする。

2. 感染防止のための基本的な考え方

旅客船事業は、旅客ターミナルや旅客船内において乗客と従業員（旅客船の乗組員を含む。）、乗客同士が接触する機会が多いことに加え、海上（河川湖沼を含む。）においては乗客及び従業員が一定の間、外部から隔離された船内空間に留まることになる事業の特殊性を十分に考慮し、乗客及び従業員への感染拡大を防止するよう努めるものとする。

このため、「三つの密」が生じ、クラスター感染発生リスクの高い状況を回避するための最大限の対策を講じる。

3. 講じるべき具体的な対策

(1) 感染予防対策の体制

- ▶ 経営トップが率先し、新型コロナウイルス感染防止のための対策の策定・変更について検討する体制を整える。
- ▶ 感染症法、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の関連法令上の義務を遵守するとともに、船員関係法令を踏まえ、安全衛生委員会や産業医等の産業保健スタッフの活用を図る。

- 国・地方自治体・業種団体等を通じ、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を常時収集する。

(2) 乗客に対する感染防止対策

① 共通事項

- 不特定多数の乗客が利用する場所においては、以下の感染防止策を講じる。
 - ・アルコール性手指消毒剤の設置
 - ・乗客に対する手洗い、手指消毒及び咳エチケット²(マスク着用を含む)や会話を控えることの励行、アルコール性手指消毒剤の設置場所の周知徹底
 - ・乗客と従業員が対面するターミナル内のカウンターや船内案内所等における飛沫感染防止のための仕切り(アクリル板・透明ビニールカーテン)の設置
 - ・ターミナル内のカウンターや船内等における乗客間の一定距離(2メートルを目安に、個々の船舶の構造等の環境に応じた可能な範囲の距離)の確保
 - ・ターミナル及び旅客船内の換気(換気設備の適切な運転、可能な際の窓の開放等)
 - ・乗客の手が触れる場所(テーブル、ドアノブ、電話、電気のスイッチ、手すりなど)の定期的な清拭消毒
- ※設備や器具の消毒は、次亜塩素酸ナトリウム溶液など、当該設備・器具に最適な消毒液を用いる。

② 旅客ターミナルにおける対策

- 乗客の乗船手続き時における発熱や咳等の症状の有無などの健康状態の確認を事業者の創意工夫により実施する。その際、既に長距離フェリーをはじめとして導入されている乗客に対する乗船前の非接触体温計等による検温を可能な限り実施するとともに、発熱等の症状がある者は乗船を許可しないなどの措置を講じる。
- なお、他社が運営するターミナルを利用している場合は、当該運営会社に対し、上記①を含めその対策の実施に係る協力要請を行う。

² 咳エチケット (<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593495.pdf>)

③旅客船内における対策

- ▶ 船内パブリックスペースや、船内イベントについては、その提供・実施にあたっては、「三つの密」の回避の観点から、十分な感染予防対策を講じるとともに、各都道府県による要請内容を踏まえて適切に対応する。
- ▶ 船内レストラン等における飲食の提供に際しては、飲食業界において作成されるガイドラインも参照の上、座席数の制限や利用者の対面を避けるなどの工夫により、利用者の密集を避けるための必要な措置を講じる。
- ▶ 長距離フェリー等宿泊を伴う場合は、宿泊業界において作成されるガイドラインも参照し、必要な措置を講じる。

(3) 従業員に対する感染防止対策

①健康管理

- ▶ 従業員に対し、出勤前又は乗船前に、発熱や新型コロナウイルス感染症が疑われる症状(下記目安を参考)の有無を確認させ、体調の思わしくない者には各種休暇制度の取得を奨励し、自宅待機の上、経過観察を行う。また、勤務中に具合が悪くなった従業員は、必要に応じて直ちに帰宅・下船させ、自宅待機とする。ただし、乗組員について直ちに下船できない場合は、他の乗組員との接触を避ける等の措置を講じた上で、下船までの間、船内療養の上、経過観察を行う。
- ▶ 乗船中の乗組員・乗客に新型コロナウイルス感染症が疑われる症状が確認された場合には、4. 船内で有症者等が発生した場合の具体的な対策に従って対応する。また、直ちに陸上の管理部門に報告するものとし、事前に連絡体制を構築する。
- ▶ 発熱や具合が悪く自宅待機・船内療養となった従業員は、毎日、健康状態を確認した上で、症状がなくなり、出勤等の判断を行う際には、学会の指針³などを参考にす。症状に改善が見られない場合は、下記目安を参考に、医療機関を受診または保健所への相談を指示する。
- ▶ 旅客ターミナル及び旅客船内の売店等で勤務する雇用関係のない者については、委託業者等に適切に対応するよう協力を求めるものとする。

³ 日本渡航医学会 日本産業衛生学会作成「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」など <https://www.sanei.or.jp/images/contents/416/COVID-19guide0511koukai.pdf>

(受診・相談の判断の目安)

- ア 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- イ 重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
 - § 重症化しやすい方…高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
 - § 基礎疾患の有無については、船員手帳の健康証明書等でも確認できます。
- ウ 妊娠中の方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
- エ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合(解熱剤などを飲み続けなければならない方を含みます。)

②通勤

- 陸上の従業員については、ターミナルの受付など、業務の性質上、出勤が必要不可欠な者を除き、テレワーク(在宅やサテライトオフィスでの勤務)、時差出勤、ローテーション勤務(就労日や時間帯を複数に分けた勤務)、変形労働時間制、週休3日制など、様々な勤務形態の検討を通じ、通勤頻度を減らし、公共交通機関の混雑緩和を図る。なお、公共交通機関を利用する従業員には、マスクの着用や咳エチケット、私語をしないこと等を徹底する。
- 公共交通機関を使わずに通勤できる従業員には、自家用車、自転車、徒歩などを励行する。

③勤務

- 従業員に対し、始業時、休憩後を含め、定期的かつ正しい方法⁴での手洗い、手指消毒を徹底する。このために必要となる石けんやアルコール性手指消毒剤などを配置する。
- 従業員が、乗客や他の従業員とできる限り2メートルを目安に、個々の船舶の構造等の環境に応じた可能な範囲で一定の距離を保てるよう、作業空間と人員配置について最大限の見直しを行う。従業員に対し、勤務中のマスク着用の徹底を促す。特に、複数名による共同作業など近距離

⁴ 手洗いの正しい方法 (<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593494.pdf>)

が不可避な作業においては、これを徹底する。ただし、作業量が多く、作業が長時間に及ぶときはマスクによる呼吸困難に注意する。

- ロッカーを分ける等により、混雑や接触を可能な限り抑制する。自家用車での通勤者など、自宅で制服等に替えることが可能な従業員には、これを励行する。
- 朝礼や点呼などは、小グループにて行うなど、大人数が一度に集まらないようし、必要最小限の時間で行う。
- 勤務で外部の者と接触する必要がある場合は、必要最小限の時間とし必ずマスクを着用するとともに、外部の者が帰船後は、必ず手洗い、手指消毒等を実施する。

④休憩・休息

- 喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には、屋外であっても2メートル以上の距離を確保するよう努める、一定数以上が同時に休憩スペースに入らない、屋内休憩スペースについては換気を行うなど、3つの密を防ぐことを徹底する。
- 食堂等での飲食についても、時間をずらす、椅子を間引くなどにより、2メートル以上の距離を確保するよう努める。施設の制約等により、これが困難な場合も、対面で座らないようにするかアクリル板などで遮蔽する。

⑤トイレ

- 便器は通常の清掃で問題ないが、不特定多数が使用する高頻度接触部位(ドアノブ、レバーハンドル等)は清拭消毒を行う。
- トイレに蓋がある場合、蓋を閉めてから汚物を流すよう表示する。
- ハンドドライヤーの利用を止め、共通のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置するか、従業員に個人用タオルを持参してもらう。

⑤設備・器具

- 操舵輪、ボタン、タッチパネルなど、業務中に従業員が触る箇所について、作業者が交代するタイミングを含め、頻繁に清拭消毒を行う。
- 業務に必要な道具などのうち、個々の従業員が占有することが可能な道具については、共有を避ける。共有する道具については、頻繁に清拭消毒を行う。
- 制服等の衣類はこまめに洗濯する。

- ▶ テーブル、ドアノブ、電話、電気のスイッチなどの共有設備については、頻繁に清拭消毒を行う。
- ▶ ゴミはこまめに回収し、ビニール袋に密閉する。旅客船内等においてゴミの回収など清掃作業を行う従業員は、マスクや使い捨ての手袋を必ず着用し、作業後に手洗い等を徹底する。
- ▶ 個別の作業スペースの換気に努める。
※設備や器具の消毒は、次亜塩素酸ナトリウム溶液など、当該設備・器具に最適な消毒液を用いる。

⑥部外者の立ち入り

- ▶ 不要不急な部外者の立ち入りは行わない。
- ▶ 事業活動の維持に不可欠な部外者の立ち入りについては、その立ち入り人数を必要最小限とした上で、船舶のみならず陸上管理側も当該部外者の把握を行う。また、当該部外者に対しても、発熱や症状の有無を確認するとともに、マスク着用など従業員に準じた感染防止対策を求める。
- ▶ このため、あらかじめ、これらの部外者が所属する企業等に、事業所内での感染防止対策の内容を説明する等により、理解を促す。

⑦従業員の意識向上

- ▶ 従業員に対し、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。このため、例えば、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす10のポイント」⁵や『新しい生活様式』の実践例⁶を周知するなどの取組を行う。
- ▶ 新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者が、差別されるなどの人権侵害を受けることのないよう、従業員を指導し、円滑な社会復帰のための十分な配慮を行う。

⑧その他

- ▶ 乗船中の乗組員については、緊急事態宣言下の港湾に於いて、不要不急の上陸は極力避けること。

⁵ 人との接触を8割減らす10のポイント

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00116.html

⁶ 『新しい生活様式』の実践例

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

- 上陸が必要な時は最少人数で業務を行うこと。
- 衛生管理責任者(船内においては衛生担当者)と保健所との連絡体制を確立し、保健所の聞き取り等に必ず協力する。
- 労働衛生管理等の関連法令上の義務は遵守する。

4. その他

船内で有症者等が発生した場合の対応等、その他の対策については、「感染防止対策及び船上で乗組員や乗客に新型コロナウイルス感染症に罹患した疑いがある場合の対応等について(国土交通省海事局安全政策課)」(別添)を参照し、適切に対処する。

(以上)

感染防止対策及び船上で乗組員や乗客に新型コロナウイルス感染症に
罹患した疑いがある場合の対応等について

令和2年5月11日
国土交通省海事局安全政策課

1. はじめに

本文書は、緊急事態においても事業の継続が求められる海運業に従事する方々の感染予防、健康管理に向けた取り組みや、船上で乗組員や乗客が新型コロナウイルス感染症に罹患した疑いがある場合等の対応について検討する際の参考として活用していただくため、基本的なポイントを、厚生労働省のアドバイスを受けながら、国土交通省海事局がまとめたものです。

2. 本文書で使用する用語について

(1) 有症者：発熱、咳など、健康状態に何らかの異常を呈している者

(判断の目安)

ア 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

イ 重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

※重症化しやすい方…高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

※基礎疾患の有無については、船員手帳の健康証明書等でも確認できます。

ウ 妊娠中の方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

エ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合（解熱剤などを飲み続けなければならない方を含みます。）

(2) 濃厚接触者¹：有症者の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者

ア 有症者と長時間の接触（船内等を含む）があった者

イ 適切な感染防護なしに有症者を診察、看護又は介護していた者

ウ 有症者の気道分泌液又は体液等の汚染物質に直接接触した可能性が高い者

エ 手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで有症者と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）。

¹国立感染症研究所感染症疫学センター資料における「濃厚接触者」は、確定感染者の感染可能期間内の接触者についてのものであるが、本資料は船上での発熱事案等を想定しており、確定の判定が困難なため、当該資料の考え方を参考として定義するもの。

【参考】「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査要領（暫定版）（国立感染症研究所感染症疫学センター令和2年4月20日版）」における「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」の感染可能期間^{*}内に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。

- ・患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- ・患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・その他：手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）。

※感染可能期間・・・発熱及び咳・呼吸困難などの急性の呼吸器症状を含めた新型コロナウイルス感染症を疑う症状（以下参照）を呈した2日前から隔離開始までの間。

*発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐など

3. 感染予防、健康管理に向けた取組み

(1) 入港時・停泊中

- ・乗組員や乗客等に対する、咳エチケット（可能な限りマスク着用）や手洗いなどの感染症対策の徹底

【換気の徹底】

- ① 「換気が悪い空間」としないために、換気設備を適切に運転・管理すること。
- ② 船窓が開閉可能な場合は、気象・海象の状況も勘案しながら、船窓を開放することによる換気を行うこと。

【接触感染の防止】

- ① 物品・機器等（例：作業用ヘルメット、ゴーグル、耳栓等）については複数人での共用をできる限り回避すること。
- ② 船内で乗組員や乗客が触れることがある物品・機器（例：電話、パソコン、スイッチ、工具など）等や手すり・ドアノブ、トイレや共有スペースの什器などの共有部分について、こまめに消毒を実施すること。

※ 手で触れる共有部分の消毒には、薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤で拭いた後、水拭きすることが有効とされています（厚生労働省 HP 参照）。家庭用塩素系漂白剤は、主成分が次亜塩素酸ナトリウムであることを確認の上、0.05%の濃度に薄めて使用するなどの使用方法の詳細はメーカーのホームページ等でご確認ください。

- ③ せっけんによるこまめな手洗いを徹底すること。また、洗面台、トイレ等に手洗いの実施について掲示を行うこと。
- ④ 入手可能な場合には、感染防止に有効とされている手指消毒用アルコールを船内に備え付けて使用すること。
- ⑤ 訪船者に対し、感染防止措置への協力を要請すること。

【飛沫感染の防止】

- ① 咳エチケット（可能な限りマスク着用）を徹底すること。
- ② 風通しの悪い空間や人が至近距離で会話する環境は感染リスクが高いことから、その規模の大小にかかわらず、換気等の励行により風通しの悪い空間をなるべく作らない等の工夫をすること。
- ③ 事務所や作業場においては、人と人との間に十分な距離を保持（2メートル以上）すること。
- ④ 訪船者との対面での接触は可能な限り避けることとし、やむを得ない場合は、距離（2メートル以上）を取る。また、業務の性質上、対人距離等の確保が困難な場合は、マスクの着用を徹底すること。
- ⑤ 食堂での感染防止のため、座席数を減らす、対面を避ける、昼休み等の休憩時間に幅を持たせて利用者の集中を避ける等の措置を講じること。
- ⑥ その他密閉、密集、密接となることを防ぐような施設の利用方法について検討すること。

【一般的な健康確保措置の徹底等】

- ① 一人一人が十分な栄養摂取と睡眠の確保を心がけるなどの健康管理を心がけること。
- ② 出航前に乗組員全員の体温を計測し、体調等について確認を行うこと。乗組員の同居家族の体調等についても同様に確認を行うこと。可能なら、責任者や担当者を決めて行うことが望ましい。また、乗組員本人やその同居家族に新型コロナウイルス感染症が疑われる場合には、当該乗組員の乗船を見合わせ自宅待機とすること。その上で、以下の症状に該当する場合には、保健所に相談させ、その結果について報告を受けること。
 - ア 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
 - イ 重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
※重症化しやすい方…高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
※基礎疾患の有無については、船員手帳の健康証明書等でも確認できます。
 - ウ 妊娠中の方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
 - エ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合（解熱剤などを飲み続けなければならない方を含みます。）
- ④ 感染が判明した際に対応の連絡を取りやすくするため、少なくとも、当月と前月に乗り組む乗組員の交代状況と連絡先については、雇用の継続の有無にかかわらず、把握するようにすること（派遣船員については派遣元も同様）。
- ⑤ 十分な休息ができるようにするとともに、繁華街などの人の多く集まる場所への不要不急の外出は控えるようにすること。

- ・乗客等の乗船手続き時等における、咳や発熱等の症状の有無などの健康状態の確認

【乗船前の検温の実施】

- 長距離フェリーをはじめとして導入されている乗客に対する乗船前の非接触体温計等による検温を可能な限り実施すること。なお、既に導入している場合はこれを継続して実施すること。

- ・入手可能な場合には、多くの人を利用する旅客ターミナルにおけるアルコール消毒液の設置等、乗客に係る感染症対策の実施
- ・疲労の蓄積につながるおそれがある長時間の時間外労働等の可能な限りの回避
- ・外出自粛要請の出ている都道府県に寄港する際には、繁華街などへの不要不急の外出の自粛

(2) 航海時

- ・乗組員や乗客等に対する、咳エチケット（可能な限りマスク着用）や手洗いなどの感染症対策の徹底
 - ※（1）入港時・停泊中の対応を引き続き行う
- ・乗組員について、定期的に咳や発熱等の症状の有無を確認するなどによる健康状態の確実な把握
 - ※ 発熱、強いだるさや息苦しさがある乗組員や乗客について、居室で待機させるなど、可能な限り、他の乗組員や乗客との接触を避ける等の対策を実施する
 - ※ 有症者等（有症者及び濃厚接触者）が発生した場合は4. の対応を行う
- ・階段の手すり、ドアノブ、トイレや共有スペース等多くの人を利用する場所におけるアルコール消毒を行う、消毒液の設置場所を乗客に周知する等
- ・疲労の蓄積につながるおそれがある長時間の時間外労働等の可能な限りの回避

4. 有症者等（有症者及び濃厚接触者）が発生した場合の対応

（1）日本での接岸時（入港時）の場合

- ① 接岸している港の最寄りの保健所（内航船の場合）又は検疫所（外航船の場合）に直ちに連絡する（会社や代理店を通じて可）とともに、指示を受ける。また、接岸している最寄りの運輸局等に報告する（会社や代理店を通じて可）。保健所一覧、検疫所一覧は6. 参照
- ② 保健所又は検疫所の指示に従い必要な措置を実施する
- ③ 保健所又は検疫所の指示に従い消毒を実施する
 - ・ 保健所又は検疫所の指示に従い、居住区等の有症者等が常時利用する区域の消毒を実施する。
 - ・ 自ら消毒作業ができない場合であって、専門業者等に消毒を依頼する場合は、必要に応じて保健所又は検疫所に適切な消毒業者等の紹介を要請する。
- ④ 濃厚接触者等への対応を行う
 - (i) 出航までに有症者の感染が確定した場合
 - ・ 出航するまでに有症者の感染が確定した場合又は下船した乗客等が感染していたことが判明した場合は、保健所又は検疫所に連絡し、感染が確定した有症者又は乗客等の濃厚接触者（以下④において単に「濃厚接触者」）の調査への協力及び消毒作業に係る指示を仰ぐ。
 - ・ 保健所又は検疫所の濃厚接触者の調査への協力及び消毒作業のため、本船を待機させる場所については、オペレーター等関係者と協議すること。
 - ・ 濃厚接触者と認定された乗組員については、保健所又は検疫所の指示に従い他者との接触が極力ない環境で待機することとし、健康観察を実施。濃厚接触者が下船する場合は、交代要員を手配するとともに、濃厚接触者の移動に際しては公共交通機関を利用しないこと。ただし、濃厚接触者が多数となり、安全な運航に支障が生じる場合は、保健所又は検疫所と運航要員を維持しつつ対応する方法について協議すること。
 - ・ 濃厚接触者と認定された乗客については、保健所又は検疫所の指示に従い他者との接触が極力ない環境で待機することとし、健康観察を実施。濃厚接触者の移動に際しては公共交通機関を利用しないこと。ただし、濃厚接触者が多数となり、待機場所の確保等が困難となる場合は、必要に応じて保健所又は検疫所に相談すること。
 - ・ 消毒作業については、上記③参照。なお、消毒作業後、直ちに出发して問

題ないかは予め保健所に要確認。

(ii) 有症者の検査結果が出るまでに出航が必要な場合

- ・当該有症者の検査結果が出るまでの間に、次の海上運送のため出航する必要がある場合は、保健所又は検疫所の指示に基づく感染防止のための措置を講じつつ、乗組員、乗客の毎日の検温を実施する等健康状態のチェック体制を強化する。
- ・出航後、前述の有症者の感染が確定した場合又は新たに有症者が出た場合には、直ちに保健所又は検疫所に連絡し、次港での対応等の指示を仰ぐ。
- ・保健所又は検疫所の指示により、次港での濃厚接触者の調査への協力及び消毒作業が必要となる場合は、予め本船の待機場所をオペレーター等関係者と協議すること。
- ・濃厚接触者と認定された乗組員については、次港に到着後、保健所又は検疫所の指示に従い他者との接触が極力ない環境で待機することとし、健康観察を実施。濃厚接触者が下船する場合は、交代要員を手配するとともに、濃厚接触者の移動に際しては公共交通機関を利用しないこと。ただし、濃厚接触者が多数となり、安全な運航に支障が生じる場合は、必要に応じ、保健所又は検疫所と運航要員を維持しつつ対応する方法について相談すること。
- ・濃厚接触者と認定された乗客については、保健所又は検疫所の指示に従い他者との接触が極力ない環境で待機することとし、健康観察を実施。公共交通機関を利用しないこと。ただし、濃厚接触者が多数となり、待機場所の確保等が困難となる場合は、必要に応じ、保健所、検疫所、寄港国の検疫と相談すること。
- ・消毒作業については、上記③参照。なお、消毒作業後、直ちに発航して問題ないかは予め保健所に要確認。

(2) 海外での接岸時（入港時）の場合

- ① 寄港国の検疫に直ちに連絡するとともに、指示を受ける。併せて、会社や代理店を通じて国土交通省海事局に報告を行う。
- ② 寄港国の検疫の指示に従い必要な措置を実施する。

(3) 洋上（停泊中、航海中）の場合

- ① 行き先港（有症者発生等により航海予定を変更した場合は変更後に最初に入

港する港。以下同じ。)が日本国内の場合は、同港最寄りの保健所(内航船の場合)又は検疫所(外航船の場合)に直ちに連絡する(会社や代理店を通じて可)とともに、指示を受ける。また、行き先港の最寄りの運輸局等に報告する(会社や代理店を通じて可)。行き先港が外国の場合は、(2)を参照して対応する。

保健所一覧、検疫所一覧は6. 参照

② 保健所又は検疫所の指示に従い必要な措置を実施する。

- ・ 保健所又は検疫所の指示に従い、居住区等の有症者等が常時利用する区域の消毒を実施する。

5. おわりに(業務の継続について)

海運事業者は、乗組員が新型コロナウイルスに感染した場合でも可能な限り操業等の業務を継続するため、以下の体制をあらかじめ検討し、必要な準備を行ってください。この際、困難なことがあれば、必要に応じて最寄りの運輸局にご相談ください。

① 船内における新型コロナウイルス対策の責任者、担当者の選定

※船舶では衛生担当者の選任が義務付けられています。

② マスク、消毒液、ビニール手袋等の確保・手配、消毒の手順の作成、消毒実施要員の選定

③ 乗組員の交代要員の確保

※交代要員の確保等に関連した船員関係事務の取扱については以下をご参照ください。

https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk4_000021.html

海運業は、物資や旅客の輸送という極めて重要な役割を担っており、可能な限りの業務継続が必要であるところ、新型コロナウイルス感染症の患者が発生したときの対応及び業務継続を図る際の基本的なポイントをお示ししました。

国土交通省としても全面的に協力いたしますので、対応していただくようお願いいたします。なお、漁船に関しては、水産庁においてもガイドラインを公表しておりますので、これも併せてご活用いただくよう、お願いいたします。

なお、本ガイドラインにつきましては、今後の状況に応じて、必要な修正等を行うことがございますので、あらかじめご了承ください。

6. 主な連絡先及び参考

(1) 保健所

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/hokenjo/index.html

(2) 検疫所

<https://www.forth.go.jp/index.html>

(3) 国土交通省

国土交通省海事局安全政策課危機管理室（一般）

e-mail: hqt-kaiji-renraku-10@gxb.mlit.go.jp

国土交通省海事局外航課（外航船舶関係）

e-mail: hara-m2mh@mlit.go.jp, horimoto-h2bd@mlit.go.jp

国土交通省海事局内航課（内航船舶関係）

e-mail: sugasawa-t2kx@mlit.go.jp, asano-h2uy@mlit.go.jp

国土交通省海事局船員政策課（船員法（健康証明書、衛生担当者など）関係）

e-mail: hqt-seafarer-madoguchi@gxb.mlit.go.jp

（４）参考となる情報が得られるウェブページ

国土交通省 新型コロナウイルス感染症

http://www.mlit.go.jp/kikikanri/kikikanri_tk_000018.html

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

農林水産省 新型コロナウイルス感染症について（漁業者の皆様へ）

https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/#c13